第二条　令第六条の五第一項第三号ルに規定する環境大臣が定める硫化に関する基準は次のとおりとする。

一　あらかじめ、精製設備を用いて廃水銀等から水銀を精製すること。

二　精製した水銀の純度は、採取した試料の重量に対する当該試料を蒸留して不純物を除去した水銀の重量の割合が九十九・九パーセント以上であること若しくは採取した試料の重量に対する当該試料を蒸留した後の残留物の重量の割合が〇・一パーセント以下であること又はこれらと同等以上であること。

三　硫化設備を用いて、精製した水銀を次により硫化すること。

イ　硫黄と水銀とのモル比が一・〇五以上一・一〇以下であること。

ロ　硫化に用いる硫黄は粉末状のものとし、その純度は九十九・九パーセント以上であること。

2　令第六条の五第一項第三号ルに規定する環境大臣が定める固型化に関する基準は、次のとおりとする。

一　固型化設備を用いて、硫化水銀を固型化すること。

二　固型化する硫化水銀は、前項に定める基準に適合する方法により硫化したものであること。

三　結合材は、改質硫黄（粉末状の硫黄と添加剤を混合し、及び溶融することにより硫黄と添加剤とを反応させ高分子化したものをいう。以下同じ。）であることとし、その配合量は、硫化水銀一キログラム当たり一キログラム以上であること。

四　改質硫黄固型化物の強度は、前条第二号の規定の例によること。

五　改質硫黄固型化物の形状及び大きさは、前条第三号の規定の例によること。

備考　（略）

（新設）

備考　（略）

○環境省告示第五十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条第二項及び第四項並びに第一条の二第十五項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第四項並びに第一条の二第十五項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十二年一月厚生省告示第四号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

平成二十九年六月九日

環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものとし、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第一条第二項の環境大臣が定める方法は、金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準（昭和五十二年三月環境庁告示第五号）第二条に定める基準に適合する方法により硫化し、及び固型化する方法とする。 二　規則第一条第四項及び第一条の二第十五項の環境大臣が定める方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号）第二号に定める方法とする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第一条第二項の環境大臣が定める方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年厚生省告示第百九十四号）第一号に定める方法とする。 規則第一条第四項及び第一条の二第十五項の環境大臣が定める方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号）第二号に定める方法とする。

○環境省告示第五十四号

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）第四条の規定に基づき、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

平成二十九年六月九日

環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものとし、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。